

答 申 書

1 審査会の結論

平成26年2月7日付け坂政収第156号の情報一部公開決定処分において非公開とされた「北坂戸中学校跡地活用事業者募集提案実施要項の（４）第一次選考の応募書類の提出にもとづいて事業者から提出された書類一式」のうち「タクトホーム株式会社提出の提案書（提案内容44枚）」及び「大和ハウス工業株式会社提出の提案書（提案内容24枚）」については、公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

（１）平成25年12月24日、異議申立人は、情報公開の実施機関である市長（以下「実施機関」という。）に対し、坂戸市情報公開条例（以下「本条例」という。）第6条の規定に基づき、「北坂戸中学校跡地活用事業者募集提案実施要項の（４）第一次選考の応募書類の提出にもとづいて事業者から提出された書類一式」の情報の公開を請求した。

（２）本条例第12条第1項に規定する決定期限は、当該情報公開請求を受けた日から起算して15日以内である平成26年1月7日であったところ、同日、実施機関は、異議申立人に対し、決定期間を同月31日までとする情報公開決定期間延長通知書を送付した。

その理由は、「1 期間内に年末年始の休日等長期間執務を行わない日があったため。」及び「2 公開請求のあった情報に第三者に関する情報が記録されており、坂戸市情報公開条例第13条に規

定する第三者への意見聴取に時間を要し、期間内に公開決定をすることが困難であるため。」と記載されていた。

(3) また、平成26年1月7日、実施機関は、大和ハウス工業株式会社川越支店（以下「大和ハウス工業」という。）及びタクトホーム株式会社（以下「タクトホーム」という。）に対し、情報公開に伴う第三者意見照会書を送付した。

(4) 平成26年1月27日、実施機関は、大和ハウス工業から同月23日付け情報公開に伴う第三者意見書を受領した。

(5) 平成26年1月29日、実施機関は、タクトホームから同月27日付け情報公開に伴う第三者意見書を受領した。

(6) 平成26年1月31日、実施機関は、異議申立人に対し、決定期間を同年2月21日までとする情報公開決定期間延長通知書を送付した。

その理由は、「1 公開請求のあった情報は内容が複雑であることにより、その内容の精査に相当の日数を要し、期間内に公開決定等を行うことが困難であるため。」及び「2 坂戸市情報公開条例第13条に規定する当該第三者への意見聴取に時間を要し、期間内に公開決定等を行うことが困難であるため。」と記載されていた。

(7) 平成26年2月7日、実施機関は、「北坂戸中学校跡地活用事業者募集提案実施要項の（4）第一次選考の応募書類の提出にもとづいて事業者から提出された書類一式」について、情報の一部を公開とする決定（坂政収第156号。以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に対して通知した。

(8) 平成26年2月12日、異議申立人は、異議申立書を実施機関に提出し、「北坂戸中学校跡地活用事業者募集提案実施要項の（4）第一次選考の応募書類の提出にもとづいて事業者から提出された書

類一式」のうち非公開となった「タクトホーム株式会社提出の提案書（提案内容４４枚）」（以下「タクトホーム提案書」という。）及び「大和ハウス工業株式会社提出の提案書（提案内容２４枚）」（以下「大和ハウス工業提案書」という。）（以下これらを「本件文書」という。）について、本件処分の取消し及び公開を求めた。

３ 異議申立人の主張要旨

- （１）異議申立人は、「坂政収第１５６号の情報一部公開決定処分の別紙で坂戸市情報公開条例第７条第２号に該当する部分として公開することができないとした（１）タクトホーム株式会社提出の提案書（提案内容４４枚），（２）大和ハウス工業株式会社提出の提案書（提案内容２４枚）」の部分について、本件処分の取消し及び公開を求める（異議申立書及び意見聴取）。
- （２）本条例第１３条に規定する当該第三者への意見聴取を理由に再三の期限延長を行いながら、本条例第７条第２号に該当するとの理由で非公開としたことは整合性がなく不誠実である。このことは、市民の利益より業者の利益を優先する結果であり、本条例の精神に反する。
- （３）本件文書は、北坂戸中学校跡地活用事業者募集提案実施要項（以下「募集提案実施要項」という。）において本条例による公開を示唆されたものであり、本条例第７条第２号に該当しない。
- （４）北坂戸中学校の処分という重要な施策決定に対し、「市民が持つ重要な財産をどのように活用するのか」の提案内容が事業者の不利益につながらないことは明瞭である。
- （５）本件文書は、本条例第７条第２号ただし書の人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要であると認め

られる情報に該当する。

4 平成26年3月7日付け実施機関の一部公開理由の説明要旨

非公開とした本件文書は、本条例第7条第2号に該当する。理由は、次のとおり要約される。

- (1) 本件文書の性質は、プロポーザル方式による事業者の決定のための提案書である。また、募集提案実施要項に基づき事業者から企画提案された提案書である。
- (2) その提案書の内容は、事業者における過去の実績やノウハウ、さらに、独自の商品開発や技術などが蓄積されたものである。
- (3) その提案書の内容を公開することにより、他の事業者等が提案書の内容を模倣する可能性があり、当該法人に明らかに不利益を与える可能性が高い。
- (4) 坂戸市においては、今後、プロポーザル方式による質の高い企画提案を募る対象事業が更に増加していくと予想される。

5 平成26年3月24日付け異議申立人の意見書の要旨

- (1) 本件文書は、募集提案実施要項において本条例による公開を示唆されたものであり、事業者は、仮に非公開とされるべき事項については、プレゼンテーション等で補足することを前提に、公開される可能性のある事業計画を提出していると考察される。
- (2) 上記4(2)に対しては、その部分のみを不可視（黒塗り）にすればよいことである。全部を非公開にすれば、市民は市に提出された提案書そのものの存在の確認をすることすらできないので、本条例の趣旨に反する。

したがって、本件文書の全てのページを仮に不可視（黒塗り）に

しても公開すべきである。

6 審査会の判断

(1) 本件文書の成立の経緯及び性格等

ア 市長は、平成25年9月27日、募集提案実施要項を公表し、同日から同年10月4日まで募集提案実施要項を配布する方法で、北坂戸中学校跡地活用に関する提案を事業者から募集した。

なお、募集提案実施要項の「4 応募手続き」の「(5) 応募書類の取り扱い」には、「提出していただいた書類は、坂戸市情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。（原則として、個人に関する情報や事業者の正当な利益を害するおそれのある情報を除きます。）」と記載されていた。

イ 上記提案の応募書類受付期間は、平成25年10月21日から同月25日までであったところ、同日、タクトホームからタクトホーム提案書が、大和ハウス工業から大和ハウス工業提案書がそれぞれ提出された。これが、本件文書である。

ウ 本件文書提出後の平成25年11月1日、タクトホームと大和ハウス工業は、市長の設置する北坂戸中学校跡地活用事業者審査委員会（以下「事業者審査委員会」という。）に対し、それぞれタクトホーム提案書及び大和ハウス工業提案書の提案内容に関するプレゼンテーションを行った。

なお、事業者審査委員会は、北坂戸中学校跡地活用事業者審査委員会設置要領により設置され、副市長、総合政策部長、総務部長、環境部長、都市整備部長、教育部長、埼玉県職員2人及び大学教授1人の合計9人によって構成されたものである。

エ 平成25年11月1日、事業者審査委員会は、一次選考として、

本件文書及びプレゼンテーションの内容を審査した。

審査の方法は、「1 埼玉エコタウン・イニシアティブプロジェクトのコンセプトに合致しているか」「2 スマートハウス機能や、創エネルギー及び省エネルギーに関する諸機能が計画に反映されているか」「3 坂戸市の将来都市像『笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど』の実現に向けた取り組みや基本理念（参加と協働、健康と安心、環境との共生）の考え方が計画に位置付けられているか」「4 土地利用の基本理念（環境との共生、ゆとりと潤いの創出、都市の安定成長）がまちづくりへ配慮がされているか」「5 具体的かつ実現性の高い事業計画であるか」の5つの評価項目について委員1人につき100点で評価するものであった。そして、9人の委員で合計900点満点のうち事業者の評価点が合計540点以上であれば入札参加対象事業者となり、同点数に満たない場合には入札参加対象事業者から外れることになっていた。

一次選考の結果、事業者審査委員会は、大和ハウス工業1社のみを入札参加対象事業者とし、市長は、大和ハウス工業を事業予定者として随意契約をすることにした。

オ 平成25年11月8日、大和ハウス工業は、市長に対し、見積書を提出した。

同月18日、市長と大和ハウス工業との間で、北坂戸中学校跡地の売買仮契約が締結された。

カ 市長は、事業予定者決定の経緯について記載された「北坂戸中学校跡地活用事業者募集提案 事業者の決定について」を、坂戸市議会12月定例会に提出した議案第85号「財産の処分等について」の参考資料として議員に配布し、同定例会において当該議

案の審議がなされた。

そして、平成２５年１２月１８日、坂戸市議会は、当該議案を原案どおり可決した。これにより、坂戸市と大和ハウス工業との北坂戸中学校跡地の売買契約が成立した。

キ こうした事情からすれば、本件文書は、実施機関の職員が職務上取得し、組織的に利用するものとして保有している文書であって、本条例第２条第２項の情報に該当し、原則として情報公開の対象となる。

（２）非公開事由の検討

ア 本条例は、市民の知る権利を尊重し、市政の諸活動について説明する責務を全うし、公正で透明性のある市政の推進という基本理念の下、実施機関の保有する情報の公開を求める市民の権利を保障している（本条例前文及び第１条）。そして、実施機関が保有する情報は公開することを原則とし、公開しないことができる情報は必要最小限にとどめることとしている（本条例第３条）。

イ もっとも、実施機関は、本件文書は本条例第７条第２号に該当する非公開文書であると主張している。

本条例第７条第２号の規定は、「法人その他の団体に関する情報」であって、公開することにより当該法人等に「明らかに不利益を与えると認められるもの」については、非公開とすることを定めている。

これは、法人等の事業活動の自由で公正な競争秩序の維持は、それが正当なものである限り保障されるべきであり、情報公開によって当該法人等の正当な利益が害されるべきではないという趣旨に基づくものである。

こうした趣旨からすれば、公開することにより当該法人等に

「明らかに不利益を与えると認められるもの」か否かは、当該情報の内容、法人等の性格、事業活動における当該情報の位置付け等を総合的に勘案し、当該情報を公開した場合に生じる影響等について慎重に検討し、客観的な判断をしなければならない。

ウ そこで、本件文書が本条例第7条第2号に該当するかどうか、タクトホーム提案書及び大和ハウス工業提案書を以下、各個別に検討する。

(3) 本件文書のうちタクトホーム提案書の検討

ア 本件文書のうちタクトホーム提案書については、タクトホームに関する情報であり、また、タクトホームに関連する他社の情報も含まれている。したがって、これらは、「法人」に関する情報に該当する。

イ そこで、タクトホーム提案書を公開することによりタクトホーム及びタクトホームに関連する他社に明らかに不利益を与えると認められるかを検討する。

この点、本件文書は、プロポーザル方式の事業に応募した事業者の提案書である。プロポーザル方式とは、複数の事業者から提案を受け、その中から最適な提案をした者を選定する方式である。したがって、その提案書という性質からすれば、その内容に事業者における過去の実績やノウハウ、独自の商品開発や技術等が含まれている可能性もあり、企業によってはその情報を公開されることが当該企業の活動や利益を害する場合もあり得る。

そこで、審査会としては、タクトホーム及びタクトホームに関連する他社にとっての当該情報の内容の意味、事業活動における当該情報の位置付け等を確認して総合的に勘案し、タクトホームが想定する当該情報を公開した場合に生じる影響等についても意

見を聴いて慎重に検討し、客観的な判断をする必要がある。

ウ しかし、タクトホームの平成２６年１月２７日付け情報公開に伴う第三者意見書においては、タクトホーム提案書の非公開を求めていたが、その理由が記載されていなかった。

そこで、審査会は、平成２６年５月７日、実施機関に対し、タクトホームに第三者意見書に係る内容確認の照会を行うよう要請し、同月２２日に実施機関からタクトホームに照会が行われた。

エ これに対し、タクトホームからの平成２６年５月２４日付け回答書が提出され、それには、「万一、入札が不調になった場合に再入札時の際に競合他社に対して計画の情報漏れを防止する為」と理由が記載されていた。

この点、プロポーザル方式の事業に応募した事業者の提案書は、その公開の時期によっては競合他社に提案者独自の発想による提案内容を知られてしまい、競争力を失う等の不利益を企業が被る場合もあり得る。

しかし、本件文書については、平成２５年１２月２４日の情報公開請求時点において、同月１８日の議会の議決により、大和ハウス工業との仮契約が本契約とみなされ、もはや競合他社との再度の競争はなく、こうした不利益は考えにくい。

そこで、タクトホームの想定する不利益について個別的かつ具体的に確認するため、平成２６年６月１０日、審査会は、坂戸市情報公開・個人情報保護審査会条例第６条の規定に基づき、タクトホームに対して口頭による意見陳述を求める通知書を送付した。これに対し、タクトホームから意見陳述を行わない旨の申出があったため、同月１８日、審査会は、タクトホームに対して情報公開に伴う意見書の提出を求めた。

オ その結果、タクトホームから平成２６年６月２２日付け「情報公開に伴う意見書」が提出され、それには、「提案書を公開して下さい。」との意見が記載されていた。

以上のような経緯で、タクトホームからは具体的な不利益の説明はなく、むしろ公開について同意する意見となったことが確認された。とすれば、タクトホーム提案書は、公開することについてタクトホームの同意のある情報である。

なお、タクトホーム提案書に含まれる他社からの文書についても、「新モジュールの特徴と当社について」等のタクトホームあてのパンフレットのような内容の文書であり、同文書を提出されたタクトホームも公開に同意している。

カ したがって、タクトホーム提案書の公開によって、タクトホームやタクトホームに関連する他社に明らかに不利益を与えるとは認められず、タクトホーム提案書は、本条例第７条第２号の非公開情報に該当しない。

（４）本件文書のうち大和ハウス工業提案書の検討

ア 本件文書のうち大和ハウス工業提案書については、大和ハウス工業に関する情報であるから、本条例第７条第２号の「法人」に関する情報に該当する。

イ そこで、大和ハウス工業提案書を公開することにより大和ハウス工業に明らかに不利益を与えると認められるかを検討する。

この点、大和ハウス工業は、平成２６年１月２３日付け情報公開に伴う第三者意見書において、「『提案書』は情報公開して頂いて構いません」と記載し、大和ハウス工業提案書の公開に同意している。したがって、大和ハウス工業提案書は、公開することについて大和ハウス工業の同意のある情報である。

なお、同回答書には、「計画の内容については計画段階であり、決定ではございませんので注釈にて、変更がある旨表記頂ければと思います。」との意見の記載もあるが、「提案書」の性質上、あくまでも計画段階の文書でその後に変更があり得ることは当然であって、それは文書の情報公開を受けた者も承知すべきことである。

ウ したがって、大和ハウス工業提案書の公開によって、大和ハウス工業に明らかに不利益を与えるとは認められず、大和ハウス工業提案書は、本条例第7条第2号の非公開情報に該当しない。

(5) よって、審査会としては、本件文書については、いずれも本条例第7条第2号に該当しないと考える。

7 結論

以上のとおり、本件文書は、本条例第7条第2号の非公開情報に該当せず、その全てを公開すべきである。

以 上

審査会の経過

年 月 日	審 査 経 過
平成 26 年 2 月 20 日	実施機関から諮問書を受理
平成 26 年 3 月 7 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 26 年 3 月 24 日	異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成 26 年 4 月 25 日	第 1 回審査会 異議申立人及び実施機関からの意見聴取
平成 26 年 5 月 7 日	実施機関に対し、第三者意見書に係る内容の確認について（通知）を送付
平成 26 年 5 月 26 日	実施機関から第三者意見書に係る内容の確認について（回答）を受理
平成 26 年 6 月 3 日	第 2 回審査会 論点の整理
平成 26 年 6 月 10 日	タクトホーム株式会社に対し、意見陳述通知書を送付
平成 26 年 6 月 18 日	タクトホーム株式会社に対し、情報公開に伴う意見書の提出を依頼
平成 26 年 6 月 24 日	タクトホーム株式会社から情報公開に伴う意見書を受理
平成 26 年 7 月 8 日	第 3 回審査会 答申案の審議
平成 26 年 8 月 20 日	第 4 回審査会 答申案の審議

坂戸市情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 新 井 武

委員 津 田 整

委員 林 真由美